

議員提出議案第 1 号

令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間
における議会議員の議員報酬の減額に関する条例制定
について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項
の規定により提出いたします。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

南相馬市議会議長 今 村 裕 様

提出者	南相馬市議会議員	鈴木	昌一
賛成者	南相馬市議会議員	中川	庄一
〃	〃	渡部	一夫
〃	〃	太田	淳一
〃	〃	渡部	寛一
〃	〃	大山	弘一
〃	〃	志賀	稔宗

提案理由

新型コロナウイルスへの対策等が必要な状況に鑑み、令和 2 年 7 月
から令和 2 年 1 2 月までの 6 か月間、議長、副議長及び議員の報酬を
1 0 パーセント削減するため、新たに条例を制定するものである。

南相馬市条例第 号

令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間
における議会議員の議員報酬の減額に関する条例

(議員報酬の月額)

第 1 条 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年南相馬市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額から 1 0 パーセントを減じて得た額とする。

(期末手当の適用除外)

第 2 条 前条の規定は、条例第 5 条の規定による期末手当の額の算定については、適用しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。